



消費税改定に伴う阪神高速道路通行料金の変更について ～2019年10月1日から変更になります～

阪神高速道路株式会社（本社：大阪市北区、代表取締役社長：幸和範）は、消費税改定に伴い、阪神高速道路の通行料金について税負担を円滑かつ適正に転嫁することとし、2019年10月1日（火）午前0時から変更しますのでお知らせします。

1. ETC車 の料金

各車種の通行料金は下表のとおりです。

車種	通行料金（ ）は現行料金との差
軽・二輪	280円（+10円）～ 1,090円（+20円）
普通車	300円（± 0円）～ 1,320円（+20円）
中型車	310円（± 0円）～ 1,410円（+30円）
大型車	400円（+10円）～ 2,080円（+40円）
特大車	460円（± 0円）～ 2,650円（+50円）

2. 現金車 の料金

現金車の通行料金は、路線端末方向への一部の区間等を除き、以下のとおりです。

車種	通行料金（ ）は現行料金との差
軽・二輪	1,090円（+20円）
普通車	1,320円（+20円）
中型車	1,410円（+30円）
大型車	2,080円（+40円）
特大車	2,650円（+50円）

※端数処理については、これまでと同様に四捨五入とし、10円単位の料金とします。

※適用する通行料金は、原則として阪神高速道路の利用開始時刻を基準とします。

※変更後料金等の詳細につきましては、阪神高速ホームページをご覧ください。

https://www.hanshin-exp.co.jp/drivers/ryoukin/tax_10.html